

昭和 33 年 9 月 25 日

各都道府県衛生主管部(局)長あて

厚生省公衆衛生局水道課長通知

水道法の疑義応答について

過般全国において開催した水道法施行のための説明会における水道法に関する質疑応答を別添のとおりとりまとめたので送付するから執務上の参考に資せられたい。

第 3 条(用語の定義)関係

問 1 水道事業と専用水道との区別

次のような水道は何れに該当するか

- (イ) 部落の共同出資によって施設された水道で出資者のみの共有の水道。
- (ロ) 現在の部落民のみに給水し、料金としては徴収しないが、維持費として毎月百円程度徴収しているもの、又はその都度修理代を徴収しているもの。
- (ハ) 新たに部落に移住してきた者にも給水し、権利金を徴収するもの。
- (ニ) 何人にも申込によって給水し、権利金・維持費・修理代を徴収するもの。
- (ホ) 組合員のみに給水して、必要な都度、維持費・修理代を徴収するもの。
- (ヘ) 組合員以外にも給水し、必要な都度、維持費・修理代を徴収するもの。

答 (ハ)(ニ)(ヘ)は明らかに一般を対象とするものであり、水道事業に該当する。(イ)(ロ)(ホ)については、当該給水関係が次官通達第一の 3 のいずれの基準に該当するかによって分れるところであるが、その水道が部落の相当地域にわたり給水するものである場合は、水道事業として指導して、区域内の一般の需要にも応ぜしめるとともに経営の合理化を図らしめるようにすることが望ましい。

問 2 受水槽以下は給水装置でないので、構造材質の基準(令第四条)給水装置の検査(法第十七条)等の規定が適用にならない。水道事業者として、事故発生等の場合責任を負えない。これでは市民感情上も、水道事業者としての市の行政上からも問題があると思うがどうか。

答 受水槽以下は、令第一条の専用水道の適用除外の基準以上のものは、独立の専用水道となって水道法の規制を受けるものであるので心配はないが基準以下のものは全く水道法の規制外となるので質問のような問題がある。これは、そのような小規模のものは水源が消毒済みの浄水であるので水道法の強い規制が、不相当だと判断されて水道法から除外されたものであって、より弱い規制措置を地方公共団体の条例で講ずることも、行政措置によって適宜措置することも差し支えないことである。

もつとも、受水槽以下において井水等と混合して使用するものであれば、この除外基準は適用にならないので専用水道の規制がかぶるものである。

問 3 水道施設の定義中、専用水道の施設で建築物に設けられた給水の施設を除外しているが、「建築物に設けられた」とは敷地内か実際の建物内か。

答 配水施設のうち実際の建物内にある給水の施設(水道事業における給水装置に該当する部分)が除外されているのであって敷地内が除外されているのではない。また建物内にあっても、取水、貯水、浄水等の施設は除外されていない。

問 4 専用水道が現在居住人員 100 人以上に給水しているので所要の手續をしたが、その後 100 人以下になればどうなるか。

答 専用水道は常時 100 人をこえる居住者に給水していることが必要であるが、申請当時は専用水道に該当するので確認申請をし、水道技術管理者の設置、給水開始前の届出検査、水質検査、健康診断、消毒その他水道法に規定するところを実施していたのであるが、その後事情の変更によって居住者が常時 100 人以下となったときは、その時からその水道は専用水道でなくなるので水道法の規定は適用がなくなる。反対の場合すなわち、布設当時は常時 100 人以下であるので何等のしなかつたが、その後、その水道の規模、構造が全く変更がないにもかかわらず、居住人数のみが常時 100 人をこえるようになったときは、そのこえるに至ったときから専用水道となり、水道技術管理者の設置、以下水道法の規定が適用になるものである。

問 5 水道用水供給事業者が、専用水道の設置者に水道用水を供給し得るか、し得る場合水道法上如何なる規制を受けるか。

答 供給し得る。水道法上の規制は第 4 条(水質基準)、第 5 条(施設基準)等の規定を除いて特別の規定はない。

問 6 水道事業者又は専用水道の設置者が大部分の水量(80%)を他の水道事業者に分けている場合、その水道事業者又は専用水道の設置者の資格はどうか。

答 当該水道事業者又は専用水道の設置者は、水道用水供給事業者と二枚看板となるのであって、それぞれの規定によるしなを必要とする。

問 7 専用水道が自己の水源、浄水施設を廃し、水道事業者から直結して、給水を受ける場合、水道事業者に施設を移管するの でなければ依然として、専用水道の規制を受けるものようであるが、そう考えてよいか。

答 給水装置となり、専用水道でなくなる。給水装置の定義(法第三条第八項)では、所有権が何れにあるかは問題ではない。

問 8 時季的に水源取水量の減少により計画取水量以下になる場合において、臨時に用水ポンプその他の施設をなす場合においては第三条臨時に施設されたものと解してよいか。

答 法第 3 条第 1 項ただし書の臨時に施設されたものとは「水道」そのものが臨時であることをいうのであるが、質問の場合はこれに該当しない。

問 9 水道用水供給事業者が地方公共団体の事務所、公団、府県営住宅等の特定の場所にその都度依頼によって給水して料金を徴収する場合は水道事業になるか。

答 公団、府県営住宅の居住者から直接料金を受けていれば、その部分は水道事業に該当するものと解する。従ってこの場合事業者は、水道用水供給事業と水道事業の二つを営するものとなる。

問 10 アパートは専用水道と思われるが料金を別に徴収する場合は、水道事業となるのではないか。

答 アパートは、家主が給水する場合は原則として専用水道である。

問 11 簡易水道事業の実際給水人口が 5000 人を超えた場合、その水道はやはり簡易水道事業であるか。

答 簡易水道事業の 5000 人とは計画給水人口であって、実際の給水の人数とは直接関係はない。

問 12 第四項において分水に該当する場合、分水者と被分水者との供給条件(給水義務、料金)は如何に解されるか。

答 分水に該当する場合においては、供給条件については水道法上の規制はない。

問 13 総合病院で結核等長期療養者が 100 人以上いる病棟があり、別棟に短期入院患者がある場合どこまでが専用水道になるのか。

答 常時 100 人以上の居住者(結核、精神、らい等の施設入所者は通常長期であり居住者とみるべきである)があればその水道の全部が専用水道である。従って別棟の部分もこれと有機的に一体をなしておれば、その部分をも含めて一箇の専用水道である。

問 14 市町村合併に基き行政区域が同一となって、しかも従来より二つの水道事業がある場合給水区域はどう調整されるか。

答 それぞれ当初認可の際予定していた給水の区域(具体的には配水管計画区域)をそれぞれの水道事業の給水区域とみるべきである。

問 15 他の専用水道の導水管を、水道事業者が期限付で借用して導水しているものは、その水道事業者の水道施設といい得るか。

答 水道施設は借用のものでも差し支えない。

問 16 部落経営の簡易水道事業を市町村において委託を受けて経営しようとするとき、水道施設の所有権をそのままに残しておいてよいか、所有権を市町村に移す必要があるか。

答 水道施設は借用でも差し支えない。要は水道施設の管理権を市町村が持つておればよい。

問 17 国費で行っている開拓地に布設する水道を、布設後市町村に管理を移管する場合、当該水道は水道事業となるか、また、もし専用水道ということであれば、布設者である国と、管理受託者である市町村には、水道法上どういう取扱を受けるか。

答 その水道が一般を対象とするものであるかどうかによって分れるものである。その開拓地には特別の詮こうを経た開拓者以外は入拓し得ないようなものであるときはその水道は専用水道とみるべきである。従ってその水道の管理が市町村に移管されたからといって水道事業となることはない。委託管理を受けた市町村は、受託後は、当該専用水道の設置者として水道法上の責任をおうものである。もつとも、当該水道の布設工事は、国において直接行うものであるのでその確認手続は国で責任をもつべきであって、市町村の関係するところではない。市町村は竣工後委託管理を受けた水道について、専用水道の設置者として直接水道法上の責任者となるのである。

問 18 受水槽にいたる水道事業者の配水管よりの導管の長さは、受水槽以下の導管の延長と合計して令第一条の口径 25 ミリメートル以上の導管 1500 メートルの基準と比較するものであるか。

答 配水管より受水槽にいたる導管は給水装置であるので令第一条とは無関係である。令第 1 条の 1500 メートルの基準は専用水道の水道施設(この場合は受水槽以下)である導管の延長について適用されるものである。

第 4 条(水質基準)関係

問 19 浄水とは、滅菌してなくとも水質基準に適合しているものは浄水というのか、或は、必ず滅菌したものを浄水というのか。

答 水質基準に適合する水の水質は滅菌の有無と直接関係はない。消毒は、第 2 2 条による衛生上の措置として義務付けられているものである。

第 5 条(施設基準)関係

問 20 水道事業者が給水区域外に特別の事情によって消火せんを設置した場合、その部分は、給水装置か水道施設か、これに適用される基準はどうか、また、給水区域外でこのようなことができるか。

答 その部分は需要者に水を供給するためのものでないので、給水装置ではなくて、水道施設である。従って、法第 5 条の施設基準の適用がある。また、給水区域外でも一般の需要に応ずるものとは認められないので差し支えない。

第 6 条～第 1 1 条(事業認可)関係

問 21 既認可給水区域内に配水池の新設及びこれに伴う送配水管の布設、送水ポンプ施設の設置を行う場合は如何なる手続を要するか。

答 法第 1 0 条に規定する事項に無関係である場合は認可手続不要、ただし、当該工事は令第 2 条の水道の布設工事に該当するので、法第 1 2 条の規定による一定の資格者による工事の監督を必要とする。

問 22 規則第 3 条第 4 項「取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類」とは具体的にはどのような内容のものか。

答 河川占用許可書、水利権同意書、分水承諾書等取水の確実性を証する書面である。

問 23 規則第 3 条の第 2 号「水道布設に関する意志決定を証する書類」とは予算書をも含むか。

答 含む。

問 24 第 7 条第 3 項第 3 号の水源の水質試験の結果は、附近に想定し得る水源なき場合ボーリングの必要ありや。

答 ボーリングにより、水質、水量を確認したうえ申請すべきである。

問 25 第 7 条第 2 項第 6 号「経営収支の概算」の様式は昭和 33 年 12 月 27 日の厚生事務次官通知の様式第 1 に準拠して支障ないか。

答 別に起債償還等の年次に応ずる全体的の長期にわたる見込の概算を適宜の様式で作るのがよい。

問 26 省令第 3 条、第 4 条等添附書類等の様式、縮尺等の規定がないが自由でよろしいか。

答 適宜でよろしい。また府県において適宜の様式縮尺を定めて行政指導されるのもよい。

問 27 法文中「事業計画書」とあるのは、地方公営企業法の基本計画と関連ありや。

答 特に関連はない。

問 28 認可申請書の添附書類として事業及び事業費に関する議会の議決書が必要である旨の規定はないが、如何。

答 規則第 3 条第 2 号「法人又は組合である場合は、水道布設に関する意志決定を証する書類」として地方公共団体の場合は議会の議決書が必要である。

問 29 ある工場の寄宿舎は、年間を通じ 3、4 か月のみ季節的に臨時工を募集して定員 300 人を収容するが、他の期間は管理人程度の少人数が居住しているに過ぎないような水道施設は、専用水道であるかどうか。

答 その水道は、法第 3 条第 1 項ただし書の臨時施設ではないので水道法の水道であり、しかして、100 人をこえる者に居住に必要な水を供給するものであるので専用水道である。

3、4 か月の収容は居住とみるべきであり、少なくともその期間は毎年専用水道として取り扱うべきである。

問 30 水道事業の認可申請に際して「供給条件」を事業計画に記載することになっているが、地方公共団体が申請者である場合は、議会の議決を要するか。

答 供給条件の中には料金等地方自治法による条例事項があるので、この限度においては議会の議決が必要である。

問 31 旧法第 11 条には給水装置の工事費は家主の負担となっていたが、新法においてはこの規定がなくなり、第 15 条の規定によって一般の申込の受諾義務が規定されたが、現実の問題として家主の承諾なくして工事をした場合、家主と市との間に困難な民事上の損害賠償等の問題が起きることが考えられるが如何。

答 水道事業者は給水区域内の需要者から給水の申込があつた場合は拒んではならないので、給水工事を施行すべきである。水道事業者は申込者の依頼によって工事をのみであり、申込者と家主等他の者との関係は、水道事業者は無関係である。給水工事に附随しておきる問題はすべて申込者の責任である。

しかし、給水工事の施行を円滑にするため予め申込者をして家主等の同意書を提出せしめることは適当な措置であるが、この同意書等が得られない場合でも、工事施行によって起きることあるべき諸問題は依頼者において責任を持つのであれば、水道事業者は給水工事を拒み得ないものと解する。

問 32 濾過池があるが、現在原水が良好であるのでこれを廃止して、浄水池に改造しようとするときの
の
手続如何。

答 濾過池の廃止については、法第 10 条の浄水方法の変更の認可が必要である。またこの工事費が
1000 万円以下であるときは知事の認可でよい。浄水池改造の工事は、別に申請等の手続は不要であるが、
令第 2 条の水道の布設工事として法第 12 条(施工監督)の適用がある。

問 33 法第 9 条の期限が切れた水道は、施設の改善その他の方法を講ずることによって、期限の延長
す
な
わ
ち、
継
続
し
て
事
業
を
経
営
で
き
る
か。

答 新設の場合と同様の手続によって継続できる。

問 34 旧法時代給水区域を「市内一円」として認可を受けているが、実情は遠隔地は給水していない。
今
度
給
水
条
例
で
こ
れ
を
具
体
的
に
詳
細
に
地
名
で
表
示
す
と
な
る
と
給
水
区
域
の
変
更
に
な
り
新
法
に
よ
り
そ
の
認
可
を
必
要
と
し
な
い
か。

答 旧法時代「市内一円」として認可を受けていても、それはその認可を受けた水道の計画によって
最
終
年
次
ま
で
に
は
給
水
で
き
る
区
域
を
い
っ
て
い
る
の
で
あ
っ
て、
認
可
を
受
け
た
水
道
の
計
画
に
よ
っ
て
給
水
の
で
き
な
い
区
域
ま
で
も
給
水
区
域
と
し
て
含
ん
で
い
た
と
解
す
る
こ
と
は
で
き
な
い。
従
っ
て
こ
れ
を、
新
法
に
な
っ
て
具
体
的
に
町
名
で
表
示
し
て
も「給水区域の変更」といえないものと解する。よって別段手続は不要である。

問 35 認可を受けた給水区域外へも市長が公益上その他必要があると認めるときは市内給水に支障
の
な
い
限
り
市
域
外
の
給
水
を
す
る
こ
と
が
で
き
る
と
規
定
し
て
よ
い
か。

答 認可を受けた給水区域外へは一般給水はできない。この場合は法第 10 条の給水区域の拡張の認
可
手
続
を
要
す
る。
た
だ
し、
他
の
水
道
事
業
者
に
分
水
す
る
等
一
般
給
水
で
な
い
場
合
は
別
段
手
続
を
要
せ
ず
し
て
で
き
る。
し
か
し
こ
れ
は
供
給
条
件
で
は
な
い
の
で
供
給
規
程
に
規
定
す
る
性
質
の
も
の
で
は
な
い。

問 36 既設簡易水道事業が新設の水道事業と一体となる場合の手続如何。

答 既設簡易水道事業については、法第 11 条の廃止の許可が必要であり、新設の水道事業について
は、
既
設
簡
易
水
道
の
部
分
を
も
含
め
て
全
体
と
し
て
の
認
可
が
必
要
で
あ
る。

第 12 条(技術者による布設工事の監督)関係

問 37 政令の資格を有する監督者は一人に限るか。或は各工事場毎に必要なか。

答 法第 12 条は法第十九条とちがい一人に限っていないのでいずれでもよい。

問 38 令第 3 条第 1 項第 1 号ないし第 4 号において土木工学科(土木科)又はこれに相当する課程と
あ
る
が
相
当
す
る
課
程
と
は
具
体
的
に
は
何
を
さ
す
か。

答 土木工学科(土木科)と呼称していないが教育内容が同程度の学科(科)をいう。

問 39 現在認可を受けて施工中の工事で今後継続数年もかかる場合法附則第七条の経過規定の適
用
が
あ
る
か。

答 継続施行中のもので同一認可に係るものは附則第七条の適用があると解する。

問 40 監督者の指名は任命辞令を発令する必要があるか。

答 地方公共団体にあつては通常辞令形式を用うであろうが、必ずしも形式は問わない。担当する
工
事
の
範
圍
と
本
条
に
よ
り
指
名
さ
れ
た
も
の
で
あ
る
こ
と
が
明
ら
か
に
さ
れ
て
い
れ
ば
よ
い。

第 14 条(供給規程)関係

問 41 第 14 条中供給規程とあるのは条例と解するが他の法律(自治法、地方公営企業法)の用語と混
同
し
て
将
来
問
題
が
起
る
こ
と
は
な
い
か。

答 供給規程が即供給条例であるというものではない。供給規程中地方自治法で条例を以て定むべき
も
の
と
し
て
規
定
さ
れ
て
い
る
事
項
は
条
例
の
形
式
に
よ
る
べ
き
で
あ
る
こ
と
で
あ
る。
ま
た、
地
方
公
営
企
業
法
に
企
業
管
理
規
程
と
い
う
用
語
が
使
用
さ
れ
て
い
て
企
業
管
理
者
の
権
限
事
項
に
つ
い
て
の
定
め
を
規
程
と
い
う
意
味

に使用しているも、本条の供給規程はこのような意味ではなく単に供給条件を箇条書の形式で表現したものであるという意味であって、それぞれの法律の趣旨によって判断するほかはない。

問 42 合併市内に新たに簡易水道事業の認可を受けて経営することとなるが、その場合既設の水道事業と料金が異なる。これは第14条第4項第4号に謂う不当な差別的取扱となるか。

答 供給条件は水道毎に定むべきものであるから(昭和32年12月27日次官通達第2号の2)料金等が水道毎に異なるのが普通である第14条第4項第4号は同一の水道による水道事業についての規定である。

問 43 同一の水道事業の給水区域を拡張した場合その拡張の工事費を勘案して拡張地区の料金を高くすることは差し支えないか。

答 差別的取扱であるのでできない。有機的一体をなす水道の工事費等の費用はその水道の全体が一体として負担すべきものである。

問 44 市営水道が他の市町村の区域をも含めて給水している場合、従来は市外給水として割高の料金を徴収していたが、水道法では、不当な差別的取扱になるかどうか。

答 料金の差が一般会計よりの繰入等他の特別な理由に基くものでない限り、不当な差別的取扱となるものと解する。

問 45 旧市内の水道事業を経営している市が合併町村の水道事業を数か所併せて水道部で経営し、一の会計で経理しているがどうか。

答 一の会計で経理している場合でもそれぞれの水道事業毎に分別経理して各独立の水道事業の経営状況が明瞭にわかるようにしておくべきである。

問 46 戦前の軍の水道施設で、A・B両市に給水していたものを、戦後A市において一括引受けて管理して水道事業を経営してきたが、その際B市の議会の議決を経てない、水道法ではB市の区域をどのように取り扱うべきか。

答 水道法附則第5条は、水道法施行の際現に水道事業を営んでいる者は、すべて現に給水を行っている区域を給水区域とし、現に実施している供給条件を供給規程とする水道事業の営みを認可されたものとみなしているため、水道法ではA・B両市の現在給水している区域がA市経営の水道事業の給水区域である。

問 47 社宅専用水道が、隣接する地域に水道事業が存在しないためやむを得ず対象外の住宅に給水した場合、如何なる規制を受けるか。

答 次官通達第一の3の(1)の特別の関係がないと認められる場合は、その部分の給水は水道事業の規制を受ける。従ってこの場合は専用水道と水道事業の二枚看板となる。

問 48 給水料金算定の基礎として拡張工事費の元利金償還費を含んでよいか。建設改良起債の元利金償還費はどうか。

答 拡張工事費の元利償還費は、利子分については当然原価に算入さるべきであり、元金分については次官通達様式第1の備考3に従って計上して差し支えない、建設改良の場合も同様である。

問 49 需用者が給水を受けた水を他に分与又は販売することは法律上許されるか。

答 水道法上禁止規定はない。また、これを禁止すべき理由は特になくと思われる。

この問題は供給規程において需用者の単位、用途別料金等の問題として解決すべきものであると思われる。

問 50 給水装置工事費の額の算出方法は、個人負担部分のみならず、市負担分をも記載するを要するか。

答 個人負担部分について定めれば足りると解する。

問 51 給水装置の所有権は費用負担者にあると解するが、これと民法第 87 条(主物、従物)との関係如何。

答 水道事業者としては、費用負担者又はその承継人として届出のあつた者を給水装置の所有者として取扱うをもって足り、その他の民事関係に立入って判断を下すことは適当でない。給水装置が家屋と従物の関係があるかどうかは民事関係であつて水道事業者が法律上関知すべきところではない。

問 52 市が現在十数か所の簡易水道事業を経営しているが、これを一本の給水条例にまとめて料金についてのみ各地区毎に別表に現わす方法はどうか。

答 差し支えない。

第 15 条(給水義務)関係

問 53 給水契約は需要者から申込があると拒むことはできないが、家主、地主の同意は不要なのか。

例えば家賃の滞納で家屋明渡問題の起っている場合家主から反対がある場合は正当な理由として拒み得るか。

答 給水区域内から、工事費を添えて給水工事施行の申込があつた以上、拒み得ない。水道事業者は、給水義務があるのであつて、単に家主等の反対があるからと拒否の理由にはならないものと解する。もつとも家主等が正当な手続によって立入禁止処分等をして現実に工事が施行できない状況であるときは、正当な理由あるものとして拒否できる。

問 54 公営住宅不正入居又は家賃滞納により家主が賃貸契約が解除している場合等、家主から積極的に反対を申出てきたときは、給水契約拒否の正当の理由になるか。

答 単に家主の反対の申出のみでは正当な拒否の理由にならないものと解する。不正入居であるかどうか、明渡請求が正当であるかどうか等は申込者と第三者との間の民事関係であり、それが正しいかどうかは水道事業者の判断すべきものではないからである。水道事業者は需要者の依頼により工事をするだけであり工事により発生することあるべき諸問題は依頼主の責任である。

問 55 前の使用者が料金滞納の場合、後の使用者をしてこれを引継がせることを給水条例に規定することは差し支えないか。

答 できないものと解する。

問 56 料金不払の場合の停水処分について、止水栓が需要者の敷地内にあり、職員の立入を拒んだ場合停水処分の方法如何。

答 右のような場合もあるので止水栓は敷地外におくべきであるが、やむを得ず敷地内にある場合を考えて、予め供給規程中に停水処分の実施方法を具体的に規定しておく必要がある。

第 16 条～第 18 条(給水装置の構造、材質、検査)関係

問 57 メーターは給水装置とみられるか。

答 第 16 条(構造及び材質)の立法趣旨から供給水の汚染、漏洩の観点から、メーターについても、本条が適用になるものと解する。

問 58 令第 4 条第 7 号で、水をいれ、又は受ける器具、施設等と第 6 号の当該給水装置以外の水管その他の設備との区別はどうか。

答 第 7 号は直接連結していない場合における給水装置と他の器具、施設等との関連を規定したものであり、第 6 号は直接連結(直結)そのものの禁止である。すなわち第 6 号により直結できないものは給水装置の基準(第 3 号～第 5 号)の規定がかぶらないかわりに第 7 号の措置が必要であるということである。

問 59 受水槽以下は給水装置でない。しかも令第一条の基準以下であれば専用水道でもない。水道事業者において何等かの規制措置を講ずることはできないか。

答 水道法ではできない。水道事業者が個々に特約により需要者の要望に応ずることは差し支えない。なお一般的に水道法の規制からもれているこれらの水道について地方自治体が自治立法することは差し支えないがこれも水道法とは直接関係のないものである。

問 60 令第4条第3号、第5号、第7号について、具体的に何が影響を及ぼすおそれがあるものか、何が適当な措置であるかを定める必要があるのではないかと、又管理規程で定めるも差し支えないか。

答 運用により個々に判断しても、また、予め規程等で定めておくも差し支えない。

問 61 建築物へ直結により給水する時は、給水装置として規制を受けると解するが、法第3条第7項の()内の「建築物に設けられたものを除く」との関係如何。

答 水道事業者の配水管より直結給水するものは、法第3条第8項の給水装置であるので、建築物に設けられた部分についても除外にならない。同条第7項()内の規定により建築物に設けられた給水の施設が除外になるのは専用水道の場合に限られるのである。

問 62 瞬間湯沸器を給水管に直結してよいか。この場合逆流防止装置の要はないか。

答 直結してよい。しかし直結すれば、給水装置の一部を構成するものとなるので、構造、材質の基準(令第4条第3号～第6号)がかぶることとなる。従って逆流防止装置の要はない。

問 63 水槽以下が給水装置でないとする、井戸水との混用によって伝染病発生等の場合、水道水か、井戸水によるものか、区別が困難で水道事業者としては困る。

答 水槽以下は、給水装置でないので水道事業者の責任外である。令第1条の基準以上の水槽以下は専用水道となるものであり、また質問の井戸水と混用するものはすべて独立の専用水道(もつとも居住者が100人をこえる場合に限る。)となるのであるから水道法の規制を受けるものである。

問 64 給水装置の検査に従事する職員の身分証明書の様式はどの様なものか。

答 水道事業者が適宜に定めればよい。

問 65 通水前の未完成の給水装置は検査ができないか、できるとすれば給水装置となるか。

答 できる。給水装置である。

問 66 予算不足、人員不足で第18条の請求に応じられないときは、検査の拒否ができるか。

答 できない。予算、人員等を請求予定数に応じて整備すべきである。

問 67 第18条の水質検査の請求があつた場合、検査は水道課の水質試験室でよいか、或は公式に県の保健所として貰わなければいけないのか。

答 質問の意味が検査場所が何れであるべきかということであるならば、その何れでも水道事業者の選択する方よい。

問 68 第18条の検査請求に対して検査手数料が取れないか。

答 水道事業者の義務に属すると認められる範囲の検査については手数料が取れないものと解する。
第19条(水道技術管理者)関係

問 69 水道技術管理者の資格年数は、継続年数か、加算年数か、技術上の実務の内容はどのようなものか。また、資格の有無は誰が認定するか。

答 資格年数は、継続であることを要せず、前後の経験年数の合算でよい。実務は水道に関する技術上のものであれば、それが何処における経験でもよい。例えば外国に於ける経験、他の水道事業者、又は水道工事業者の下における経験でもよい。資格の認定は採用しようとする水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者が自ら調査して自己の責任で行うものである。

問 70 水道技術管理者と水道事業者との関係如何

答 水道技術管理者は、水道事業者の業務のうち、技術管理面を担当する職員であつて補助職員の一入である。水道事業者は、水道技術管理者の所掌事務についても水道法上の責任を有するものである。(第20条～第23条等には、水道事業者は………しなければならないと規定されている。)

問 71 水道技術管理者の任免は誰がするのか、任免手続はどうか、届出は必要か。

答 任免権者は水道事業者である。法律等で水道事業者を代表する者が定められているときは、その者が水道事業者を代表して任免する。任免手続は別に規定はないので、誰が水道技術管理者であるかを明らかにしておけばよい。選任は別に当該監督庁に届出を要するものでもない。

問 72 水道技術管理者は、直ちに発令を要するか、または附則第八条の規定から3年間猶予期間があるので取り急ぎ任命する必要はないとも考えられるが如何。

答 直ちに選任を要する。附則第八条は、3年間は資格がなくとも選任在職できる趣旨の規定があって、選任そのものは直ちに必要がある。

問 73 水道技術管理者は、法に一人と限定しているのに、一市に2以上の水道がある場合、水道毎に一人ずつ置くことは違法ではないか。

答 市が数個の水道により数個の水道事業を営んでいる場合は、水道の数だけの水道技術管理者を置いて差し支えない。勿論これらを一人で兼務してもよい。

第20条(水質検査)関係

問 74 オルト・トリジン法による残留塩素の測定には水温の影響があるが何度で測定すべきか。

答 15度Cで測定すべきであるが、これを法的に規制することは實際上困難を伴うことである。

問 75 定期水質検査のうち、毎日一回行う色及び濁り並びに残留塩素の測定を現場で行う方法、器具如何。残留塩素の測定器は製品により基準が異なるが、測定期の検定、規格など如何。

答 透明のガラスコップ(180cc入り位)に採水し、肉眼で色のないこと及び濁りのないことを検査する。残留塩素は簡便な市販の携帯用測定器でよい。測定器の検定、規格についてはその必要もあるので目下検討中である。

問 76 簡易水道等小規模水道の定期及び臨時水質検査実施に対する監督官庁の対策如何。

答 水質検査の場所は特に指定していない。信用の置ける所に依頼してやればよい。府県において適宜行政指導されることが望ましい。

問 77 施行規則第10条及び第14条にある水質基準に適合するかしないかを判断することができる場所云々とあるが、この場所を県規則で更に詳細に規定することは水道法の違反になるか。

答 行政指導により措置することはよいが、これを県規則で規定することは適当でないとする。

問 78 定期水質検査は年間12回行わなかった場合罰則の適用をうけるか。

答 おおむね1か月の間隔で検査するのであるから色々の都合で、年間合計12回にならない場合がまれにあってもやむを得ない。

問 79 水質検査のおおむね1か月毎に行うとは1か月1回と解してよいか。

答 毎月応当日の前後において行うという意味である。

問 80 水質検査は供給する水のみを検査であるか。

答 法的に規制しているのは供給される水、すなわち蛇口の水の水質検査であるが、これに関連して他の必要場所の検査も望ましい。事実むづかしい水質の場合に水源、浄水施設通過前後の水質検査をしなければ水道の管理はできないわけである。

問 81 水質試験技術者の資格

答 定められていない。保健所、地方衛生研究所などの公的機関以外に依頼する場合は信用の置ける人、場所を選ぶことが必要である。

問 82 水質検査の採水場所の具体的指示如何。

答 給水区域内の配管状況が水道により異なるので一概に採水場所数を指示することは困難である。区域内全般にわたり、水質基準に適合する水が供給されることを確認できる給水せんを選定することである。この際配水管の末端等水の停滞しやすい場所も選定するようにすることが必要である。配水池など

他の箇所の水についての水質検査のみをもって代用することは不可である。なお、給水せん水以外の水についても併せて検査をして管理の万全を期することは結構であり望ましいことである。

問 83 水道協会か JIS の規格品を用いて給水した水が水質基準に合致しない場合は違反であるか。

答 給水される水はいつでも水質基準に合致していなければならない。規格品の規格は、異なる水質の影響を総て考慮して定めることは不可能であるから、機材と水質が相互に影響し合う場合を予定して使用機材、配管を計画し水質基準に合致しない水が給水されることのないようにしなければならない。

第 21 条(健康診断)関係

問 84 健康診断はどの程度の検査か。

答 病原体がし尿に排泄される伝染病、すなわち赤痢、腸チフス、パラチフス、コレラ、アメーバ赤痢、急性灰白髄炎(小児麻痺)、流行性肝炎、泉(いづみ)熱、伝染性下痢症及び各種下痢腸炎などの診断を行い、病原体検索は赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌を対象とし必要に応じてコレラ菌、赤痢アメーバ、サルモネラ等について行うものとする。

問 85 健康診断をうける者の範囲を具体的に示されたい。

答 施設の構内に居住している者は全部(家族、同居者等)うけなければならない。構外であっても施設に接近し又は離れていても日常施設の構内を往来する場合、その他施設の衛生管理上必要と認める場合は構内居住者同様健康診断を行うことが望ましい。臨時の職員、作業人等もこれに準ずる。

問 86 健康診断に必要な、保管すべき記録書類如何。

答 様式は定められていないが、診断年月日、診断をうけた者の氏名、性、年齢、診断結果、診断医師名、検便成績、同検査場所等が必要である。ただし他の法令(地方公共団体の条例及び規則を含む。)に基いて行われた健康診断の内容が右の健康診断の内容に相当するものであるときは、その記録をもって代用することができる。

第 22 条(衛生上の措置)関係

問 87 「病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれのある場合」を平易に説明されたい。

答 水質検査の項目として「病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物」とは大腸菌群、一般細菌のことであり、「若しくは物質」とはアンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、塩素イオン及び過マンガン酸カリウムが消費される物質である。以上の項目についての「多量に含むおそれのある場合」とは水質基準に定められた以上に含まれるおそれのある場合を言い具体的には、昭和 33 年 2 月 12 厚生省衛発第 128 号公衆衛生局長通達「水道法施行に伴う事務処理について」の 5 の 5 の(6)に掲げるような場合をいう。

問 88 塩素注入率について

答 塩素の注入率については規定は何もない。水質によって注入率がそれぞれ異なるからである。結局給水せんにおける水が全般として残留塩素(遊離型ならば 0.1 ppm・結合型ならば 0.4 ppm)が検出されるように注入をすればよいのである。注入率を決定するにはその水の塩素要求量を測定すればその時の必要注入量は決定できる。

問 89 小規模水道において、消毒することは、機械に対する温度燃料、人員の経費が大きいので緩和措置はないか。

答 規模の大小にかかわらず、消毒は不可欠である。費用については消毒が常時うまくゆくよう、消毒剤、注入場所、簡便装置等を考慮し無駄な費用を節約しなければならない。

問 90 水道施設を見学その他に開放することは衛生上の措置に反するか。

答 原則としては反しないが、無統制に多数の人々が入り出すことは汚染の危険もあるので、学校等の見学以外は特別の理由のない限り利用させないのが望ましい。夜間開放は理由の如何にかかわらず不可である。

問 91 消毒設備には必ず予備を設けなければならないか。

答 消毒が中断しないようにするために、故障に備え、何かこれに代る消毒が直ちにできるものであればよい。必ずしも同じ設備を2台置かなくともよい。ポンペ、消毒薬も同様の趣旨で備える必要がある。

第24条(消火せん)関係

問 92 消火せんの設置義務と、市町村の補償義務とは双務的のものか。

答 それぞれ別個の義務である。しかし両規定の運用は、水道事業者である市町村と、消防を担当する市町村とが互に協議して実施すべきである。

問 93 消火せんの未設置に対して罰則がないので、水道事業者が故意に設置しない場合の措置如何。また、給水人口が2000人以下の簡易水道事業については協議により消火せんを設置しないことができることになっているが、協議したかどうかを確認する必要はないか。

答 何れも事業認可の際、行政指導し、確認する等適宜処理する必要がある。

問 94 相当額の補償とはどの程度の額か。

答 設置及び管理の費用に見合う程度の額である。

問 95 消防法第20条に、「これを設置し、維持し、及び管理す」とあり、水道法で「設置及び管理」とあり、両者を比較すると、水道法が「維持」の分だけ狭いと考えられるがどうか。

答 水道法の設置及び管理には維持も含む。

問 96 学校プールの水を公共の消防用として使用する場合、そのプール用水について第3項の料金不徴収の規定の適用があるか。

答 ないものと解する。

問 97 一般の家庭又は事業場等における出火に際し、消火のため家庭用給水装置より使用した水及び隣家よりの延焼防止のために使用した水の料金の徴収に関し次のいずれが適当か。

- (1) 家庭用給水せんについては、第3項は適用がないと解し、料金はとれる。
- (2) 家庭用給水せんについても、第3項は適用されると解し、公共の消防活動の一端とみるべきものに対しては、料金は徴収できない。

答 (2)の解釈が適当であると解する。

第25条(簡易水道事業に関する特例)関係

問 98 第2項において給水人口が2000人以下の簡易水道事業については、協議により消火せんを設置しないことができるとあるが、大水道でその一部分の区域が給水人口が2000人以下の部落を対象としている場合、その部分について消火せんを設置しないことができないか。

答 第2項は給水人口が2000人以下の簡易水道事業の場合についてのみ適用されるものであるので、右の大水道には本項は適用はない。しかし消火せんの設置場所として必ず右の部落が選定されるか否かは別の問題である。

第32条～第34条(専用水道)関係

問 99 水道法では、専用水道の廃止の手続は何等規定せられていない。従ってその届も不要であるので取締上支障があると考えられるので県の細則で規定してよいか。

答 差し支えないと解する。

問 100 第32条の確認を得ないでした行為の処置

答 罰則(第54条第7号)、改善命令(第36条第1項)、給水停止命令(第37条)等の規定の適用により措置すべきである。

問 101 当初居住者が100人以下であつたので専用水道でなかつたが、その後会社の工員がふえたので100人をこえるようになった場合、専用水道になるが、第32条の確認申請は如何になるか。

答 第32条は工事をする際の規定であるので質問のように工事のない場合には適用がないが、本条以外の専用水道についての規定の適用はある。施設が基準に適合しない場合は第36条の改善命令の規定によって措置すべきである。

問 102 専用水道を計画、設計、工事監督する者は一定の資格は必要でないのか。

答 専用水道には第12条の技術者による布設工事の監督の規定は準用されていない。

第35条～第39条(監督)関係

問 103 起債の関係で工事が遅延している場合第35条第1項の正当の理由になるか。

答 正常な手続にもかかわらず起債認可が得られない場合は、正当な理由となるものと解する。

問 104 第39条の立入検査の当該職員について何等資格の規定がないが、当該職員は第12条、第19条の工事監督者、水道技術管理者を監督するものであるもので、より高い資格が必要であると考えられるが如何。

答 立入検査の職員は、検査が技術面以外の事務面もあり、また、技術面についても行政監督であるので必ずしも第12条、第19条の資格とは一致しないものと考えられる。都道府県知事は当該立入検査を要する事務の内容に従って、最も適当と思われる者を当該職員として職務を執行させれば支障ないものと思われる。

第40条～第50条(雑則)及び附則関係

問 105 申請及び届出の経由について保健所長経由の規定がないが如何にすべきか。

答 府県において適宜経由せしめることは差し支えない。

問 106 府県の細則で届出の様式及び添付図面の縮尺等統一したものを作って差し支えないか。

答 行政指導によって行うことは差し支えないが、細則で規定することは不適當であると思われる。

問 107 国の設置する専用水道は、確認を除いて厚生大臣の直轄となっているが、その専用水道で伝染病が発生した場合も都道府県知事は関与しないか。

答 伝染病予防法等他の法律による知事の職権は、排除されていない。

問 108 政令第8条の「給水区域が2以上の都道府県の区域にまたがる時は、給水区域を最も広くその区域に含む都道府県」とあるのは区域の面積の意味か、または給水入口の意味か。

答 文字通り面積の意味である。

問 109 法附則第5条第3項の期限又は条件を附するのは、附則第6条の届出が出ない場合は附し得られるか。

答 届出があつて附するのが通例であるが、届出がなくても職権調査によって附し得る。